

税・社会保険の執行体制の比較

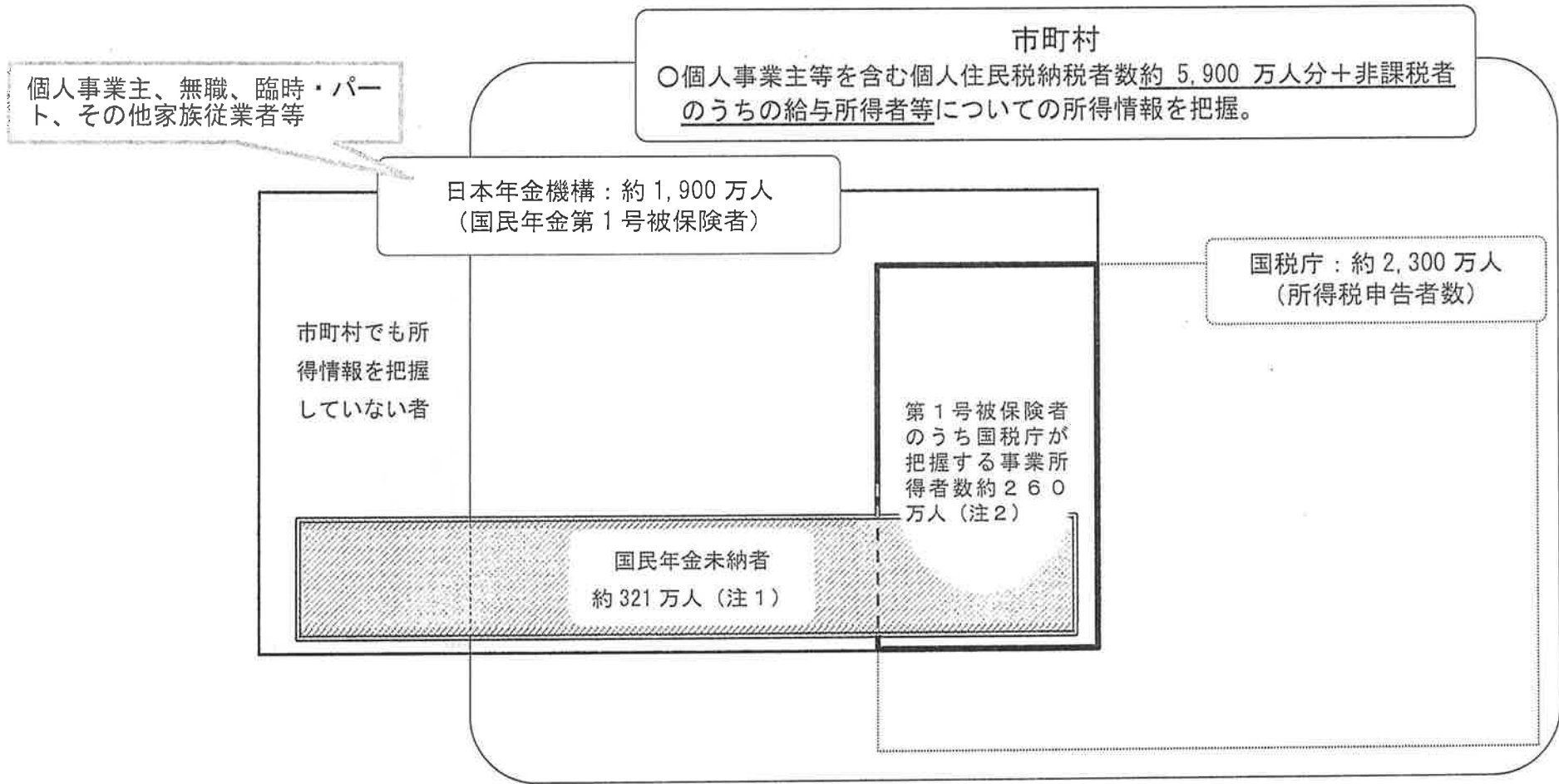
未定稿

	税		年金		健康保険			後期高齢者医療	介護保険	労働保険	
	国税	地方税	国民年金 (第1号被保険者)	厚生年金保険	協会管掌	組合管掌	国民健康保険			労災保険	雇用保険
○被保険者数・納税者数等	約 2,300 万人 (確定申告者)	約 5,900 万人 (個人住民税均等割納税者)	約 1,900 万人	約 3,400 万人	約 1,900 万人	約 1,500 万人	約 3,600 万人	約 1,400 万人	約 7,100 万人	約 5,200 万人	約 3,800 万人
○執行機関(地方局等の数)	国税庁 1 国税局等 12 税務署 524	県 47 市区町村 1742	※平成14年まで市区町村で収納。	日本年金機構 1 ブロック本部 9 事務センター 47 年金事務所 312	※日本年金機構は非公務員型の公法人。	健康保険組合 1458	市区町村 1723	後期高齢者医療広域連合 47 市区町村 1742	市区町村 1631	都道府県労働局 労働基準監督署 公共職業安定所	47 325 545
職員総数(市町村は担当部局の職員)	約 56,000 人	約 74,000 人		約 16,000 人		※未把握	※未把握	後期高齢者広域連合 約 1,300 人 ※市区町村職員数については未把握	※未把握	約 22,000 人	
適用(調査)部門	約 30,000 人	約 40,000 人		約 4,000 人(推計)				約 150 人		都道府県労働局等(約 500 人)	
徴収部門	約 5,000 人	約 26,000 人		約 2,400 人(推計)				(徴収業務は市区町村のみ)		都道府県労働局(約 200 人)	
給付部門	-	-		約 4,500 人(推計)	協会けんぽ 1 支部 47 約 2,000 人			約 350 人		都道府県労働局・労働基準監督署(約 2,200 人) 都道府県労働局・公共職業安定所(約 3,200 人)	
○システム(適用・徴収)	国税総合管理システム	県・市区町村ごとに独自に運営		社会保険オンラインシステム		健康保険組合ごとに独自に運営	市区町村ごとに独自に運営	後期高齢者医療広域連合ごと(徴収は市区町村ごと)に独自に運営	市区町村ごとに独自に運営	労働保険適用徴収システム	
○システム(給付)	-	-			健康保険業務システム					労災行政情報管理システム	ハローワークシステム
○収納額	約 42 兆円	約 35 兆円	約 1.7 兆円	約 23 兆円	約 7.2 兆円	約 6.1 兆円	約 3.0 兆円	約 0.9 兆円	約 3.3 兆円	約 0.8 兆円	約 2.3 兆円
○収納率	99.4%	98.3%	66.8%	97.8%	96.3%	99.9%	88.6% うち 特別徴収 99.9% 普通徴収 87.9% 口座振替 95.1% 自主納付 63.9%	99.1% うち 特別徴収 100% 普通徴収 97.7%	・ 98.3%(65 歳以上の者) ・ 100%(40~64 歳被保険者)	97.5%	
○納付義務者	個人 源泉徴収義務者 法人	個人 特別徴収義務者 法人	個人	事業者	事業者 個人(退職者等のうち継続加入を希望した者(任意継続被保険者)のみ)		個人 特別徴収義務者				事業者
○納付方法	・ 窓口納付(金融機関、コンビニ等) ・ 口座振替 ・ 電子納付 ・ 源泉徴収	・ 窓口納付(金融機関、コンビニ等) ・ 口座振替 ・ 電子納付 ・ クレジットカード ・ 特別徴収(源泉徴収)	・ 窓口納付(金融機関、コンビニ) ・ 口座振替 ・ 電子納付 ・ クレジットカード	・ 窓口納付(金融機関) ・ 口座振替		・ 窓口納付(金融機関等) ・ 口座振替		・ 窓口納付(金融機関等) ・ 口座振替 ・ 特別徴収(年金からの引落し)			・ 窓口納付(金融機関等) ・ 口座振替 ・ 電子納付 ※中小零細企業は、労働保険事務組合を通じた納付も可能
○適用事業所数・申告法人数	約 271 万法人	約 274 万法人	-	約 175 万事業所 (未適用約 11 万)	約 162 万事業所	約 11 万事業所					約 294 万事業所 (未適用約 10 万)
○個人の所得情報の把握方法	・ 事業者より給与所得情報入手。 ※年間給与 500 万円超等の給与所得者のみ。 ・ 日本年金機構より年金支払情報入手。 ※支払額 60 万円超の年金受給者のみ ・ 確定申告	・ 事業者より給与所得情報入手。 ※全給与所得者。 ・ 日本年金機構より年金支払情報入手。 ※年金受給者 ・ 税務署より確定申告の写しを入手。 ・ 住民税申告 ※住基情報も活用し、より正確な所得情報を把握。	-	・ 事業者より給与所得情報入手。			・ 市区町村の担当部局が同市区町村の地方税部局より情報入手。				※事業者が、1 年間に当該事業所の労働者に支払った賃金総額が保険料の算定ベースとなるため、個人ごとの所得情報の把握は不要。

※1 原則、平成 22 年度の数値を使用(国民年金の収納率は平成 20 年度最終納付率。国民健康保険(収納率を除く)、介護保険の数値は平成 21 年度)。厚生年金保険、健康保険(協会管掌・組合管掌)、労働保険の収納率は過年度分を含む。  
 ※2 比較の便宜から、船員保険、国民健康保険組合を除いている。  
 ※3 国民健康保険・介護保険の執行機関については、一部広域連合等で運営している保険者があるため、市区町村数とは数値が異なる。  
 ※4 労働基準監督署では、主に、監督・安全衛生・労災給付、公共職業安定所では主に職業紹介・失業等給付の業務を行っている。(一部の労働基準監督署又は公共職業安定所で行っている適用業務は、順次、都道府県労働局へ集中中。)

# 国民年金第 1 号被保険者と国税庁・市町村が把握する所得情報の関係

未定稿



(注 1) 過去 24 か月の保険料が未納となっている者の数 (平成 22 年度)。

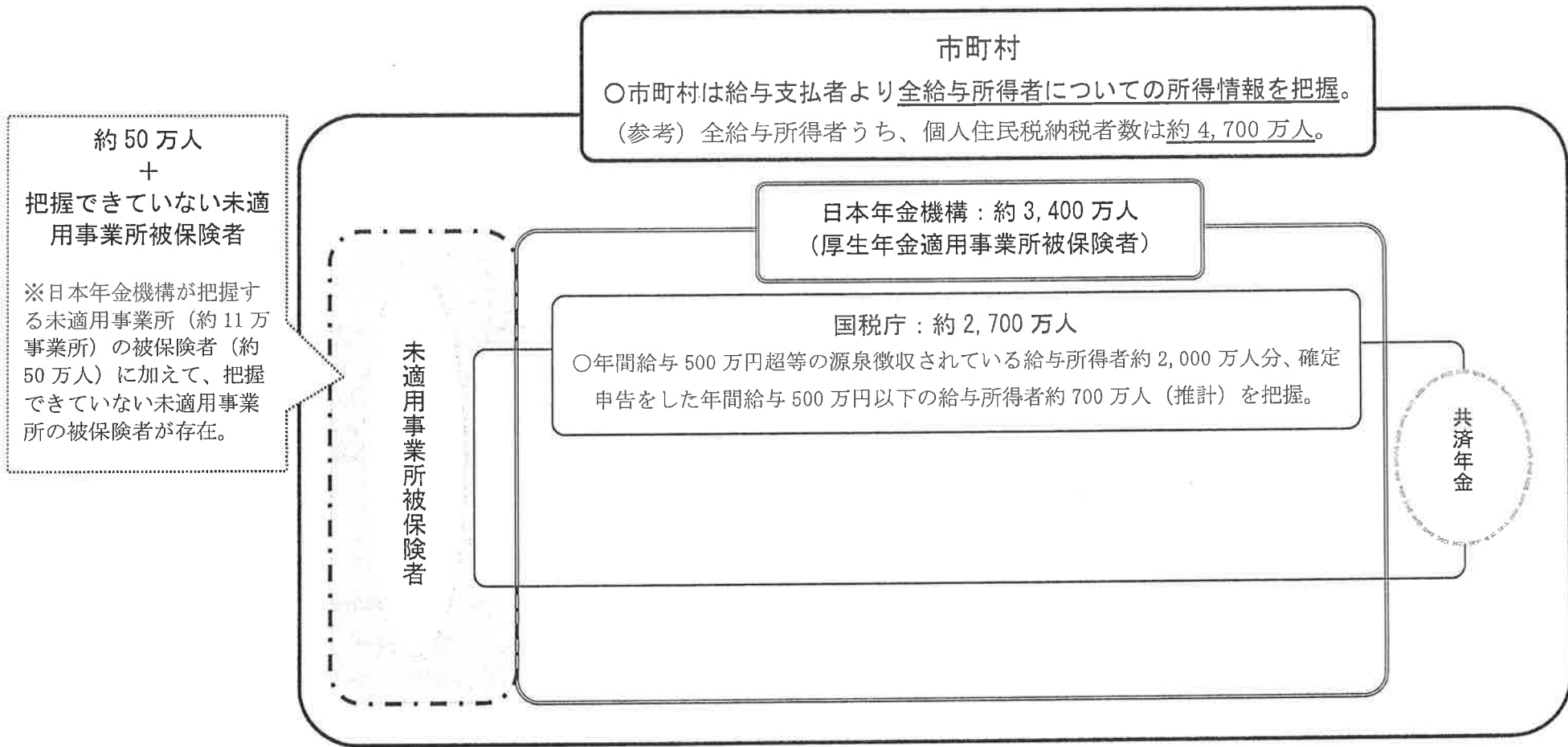
(注 2) 国民年金第 1 号被保険者のうち、国税庁が継続的に所得を把握しているのは、確定申告をしている事業所得者約 260 万人 (推計、平成 20 年度) で、約 8 分の 1 程度。

(注 3) 市町村民税は賦課方式を採用し、各種所得に係る申告情報を国税庁より取得するとともに、住民税申告書等の独自の情報・調査に基づき個人の所得を把握。

(注 4) 国民年金保険料 (現年度分) の収納事務は、機関委任事務の廃止に伴い、平成 14 年に国に移管されるまでの間は、市町村が実施。

# 厚生年金被保険者と国税庁・市町村が把握する給与所得情報の関係

未定稿



(注 1) 総務省の行政評価・監視勧告 (平成 18 年) においては、厚生年金の適用漏れのおそれがある者を約 270 万人と推計している。これを現在の統計情報をあてはめると約 100 万人となる。

(注 2) 国税庁の年間給与 500 万円超等の源泉徴収されている給与所得者数は平成 22 事務年度 (平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月まで) の計数であり、確定申告をした年間給与 500 万以下の給与所得者数は平成 22 年分 (平成 22 年 1 月から平成 22 年 12 月まで) の計数である。